

令和2年5月25日

保護者の皆様

広島市教育委員会  
広島市立広島特別支援学校長

## 学校の再開について

日頃から本市教育の推進に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

本市では、5月31日（日）まで、一斉臨時休業とした上で分散自主登校日を設けているところですが、5月22日付けで文部科学省から、「感染レベル1」の地域（広島県はこれに該当）においては1mを目安に学級内で最大限の間隔を取るなどとする「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準が示されたことや、本市の新型コロナウイルス感染者の発生状況等を踏まえ、6月1日（月）から、下記のとおり通常の学級編制による授業等の学校教育活動を段階的に再開することといたしました。

なお、この度の措置につきましては、今後の感染拡大の状況等によって、変更する必要があることを申し添えるとともに、追加のお知らせをする場合がありますのでよろしくお願いいたします。

## 記

### 1 学校教育活動再開の進め方について

分散自主登校期間中の登校頻度等を考慮し、令和2年6月1日（月）から、通常の学校生活に慣れる準備期間を設けた上で、学校教育活動を再開します。

#### (1) 段階的な教育活動の再開について

##### ① 令和2年6月1日（月）～令和2年6月12日（金）

- ・ 通常の学校生活に慣れる準備期間として、全校を2グループに分け、2日に1回の分散登校を行います。授業については、スクールバスの送迎時間に合わせて行い、給食は実施しません。
- ・ 授業日として、2日に1回の登校日を設けていますが、登校日ではない日において、保護者が仕事を休めない場合に自宅等で一人で過ごすことのできない児童生徒については、日中の居場所を確保するために、個々の状況をよく把握し、感染予防に十分留意した上で、受入れを継続します。

##### ② 令和2年6月15日（月）以降

- ・ 給食を再開し、一斉登校により授業を行う（スクールバスの配席が過密にならないように、バスを増便予定）。

#### (2) 出席の取扱いについて

お子様に発熱等の風邪の症状がみられる場合や保護者の意向により感染予防のために登校を控える場合は、欠席扱いにはなりません。

### 2 感染防止対策等について

#### (1) 密閉の回避（換気の徹底）

- ・ 可能な限り常時（エアコン使用時を含む。）、窓等を開けて換気を行います。

#### (2) 密集の回避（身体的距離の確保）

- ・ 1メートルを目安に学級内で最大限の間隔をとって座席を配置します。

#### (3) 密接の場面への対応（マスクの着用）

- ・ 学校教育活動においては、基本的には常時マスクの着用にご協力ください。
- ・ 熱中症などの健康被害が発生する可能性が高い場合は、換気や児童生徒同士の間十分な距離を保つなどの配慮をした上でマスクを外すよう指導します。

#### (4) 手洗い

- ・ 登校時や手洗いの後などは、水と石けんで30秒程度のこまめな手洗いをするよう指導します。

(5) 消毒

- ・ 多くの人が手を触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日1回以上、消毒をします。

(6) 体調の管理

- ・ 発熱がある場合や咳など風邪の症状がある場合は、無理をせず登校を控えてください。
- ・ 登校する際には、お子様の体温や体調不良等の有無について「健康観察カード」に御記入の上、お子様を通じて学校に御提出ください。また、お子様には登校時にマスクを着用させてください。

(7) 給食時の対応

- ・ 配食を行う児童生徒及び教職員の健康状態や衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等を点検します。
- ・ 児童生徒全員の食事の前後の手洗いを徹底します。
- ・ 飛沫を飛ばさないよう、例えば机を向かい合わせにしない、会話を控えるなどの対策をします。

### 3 学習指導や心のケア等について

- (1) お子様の学習の定着状況を丁寧に確認し、学習内容の定着を図るために、必要に応じて個別に学習指導等を行います。
- (2) 出席することができない場合は、家庭訪問や郵送等により、授業の内容を記したプリントや家庭でできる学習課題を配付します。
- (3) 学校の臨時休業や自粛生活の長期化等により、お子様が悩みや不安、ストレスなどを抱えていることが懸念されることから、学校再開後、担任等が順次面談等を行い、お子様の状況を的確に把握した上で、必要に応じてスクールカウンセラー等の専門家も含めた支援を行います。

### 4 留意していただきたいことについて

- ・ 強いだるさ、息苦しさ、高熱等の強い症状がある場合や、発熱や咳などの比較的軽い風邪症状が続くなどの場合は、広島市新型コロナウイルス感染症コールセンター（082-241-4566 全日対応）等へ相談し、その指示内容に従ってください。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は、すぐに学校へ連絡をしてください。
- ・ 新型コロナウイルス感染症専門家会議の提言に基づく「新しい生活様式」を踏まえ、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いの3つを基本とし、生活の各場面で3密を回避してください。
- ・ 自宅においても、咳エチケットや手洗い等の感染症対策を、保護者の方も含め行うようにしてください。
- ・ マスクをしての移動が多くなります。必要に応じてこまめな水分補給や適度な休憩をするよう話し合ってください。
- ・ 通学中の交通事故は、年度初めの不慣れな時期に多い傾向があります。家庭でも交通ルールを確認していただくなど、安全に通学できるよう御協力をお願いします。